

障害福祉サービス事業所における 兼務可否判定図

令和7年2月 時点

愛知県福祉局福祉部障害福祉課事業所指導第一グループ

○目次

- 検討にあたっての前提
- 用語の定義
- 本マニュアルで用いるアイコンの凡例
- 【前提】 人員基準上の常勤性の要否
- 兼務可否判定図の見方
- (1) 同一事業所内での兼務可否
- (2) 日中活動系間での兼務可否
- (3) 多機能型事業所内での兼務可否
- (4) GH間での兼務可否
- (5) 訪問系間での兼務可否
- (6) 相談系間での兼務可否
- (7) GHと日中活動系での兼務可否
- (8) 訪問系と日中活動系での兼務可否
- (9) 訪問系とGHでの兼務可否
- (10) 訪問系と相談系での兼務可否
- (11) 日中活動系と相談系での兼務可否
- (12) GHと相談系での兼務可否
- (補足) その他の兼務に係る内容

本判定図における留意事項

- ① 今回の検討対象は、同一法人における事業所に限る。
- ② 管理者が管理者以外で兼務できる職種は1つまでで、
管理者の勤務時間として常勤者が勤務すべき時間の半数以上を確保
- ③ 管理者同士の兼務の場合は、最大3つの事業所で移動時間30分以内
- ④ 事業所を跨ぐ兼務の場合は、それぞれ非常勤専従扱い
※但し、同一法人の管理者同士の兼務の場合は常勤兼務扱い
- ⑤ 直接支援員については複数人の配置を想定しうるため、
本判定図においては常勤性を考慮していない
- ⑥ 次頁に掲げる用語の定義は、当該資料の運用に係るものであり、
一般的な定義とは異なる場合がある。
- ⑦ その他の事項は、愛知県集団資料を参照すること。

URL : <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/tsuuchitou.html>

QR :



用語の定義

| 用語 | 概要 |
|-------|---|
| 兼務 | 時間を分けて同一又は複数の事業所で勤務する形態を指す。 |
| 同一事業所 | 以下のものを指す。 <ul style="list-style-type: none">・ 共生型障害福祉サービス事業所・ 就労定着支援＋一体的に運営する事業所・ 共同生活援助＋短期入所（併設型・空床型）・ 生活介護等＋短期入所（単独型）・ 施設入所支援＋生活介護＋短期入所・ 居宅介護＋重度訪問介護＋同行援護＋行動援護・ 地域相談支援＋計画相談支援＋障害児相談支援・ 一体的に運営する自立生活援助＋地域相談支援 |
| 日中活動系 | 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）を指す。 |
| 訪問系 | 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護を指す。 |
| 相談系 | 愛知県が指定権者となる地域定着支援及び地域移行支援を指す。 |
| 直接支援員 | 以下のものを指す。 <ul style="list-style-type: none">・ 日中活動系においては、生活支援員、職業指導員、就労支援員、地域移行支援員・ 訪問系においては、従業者・ GHにおいては、世話人、生活支援員・ 相談系においては、相談支援従業者 |

本マニュアルで用いるアイコンの凡例

職種



管理者



サービス管理責任者（サビ管）
サービス提供責任者（サ責）



直接支援員



相談支援専門員

事業所



日中活動系



共同生活援助
(GH)



訪問系



相談系

常勤性

原則常勤性が必要



一人以上常勤



常勤性が一部必要



兼務

兼務可能



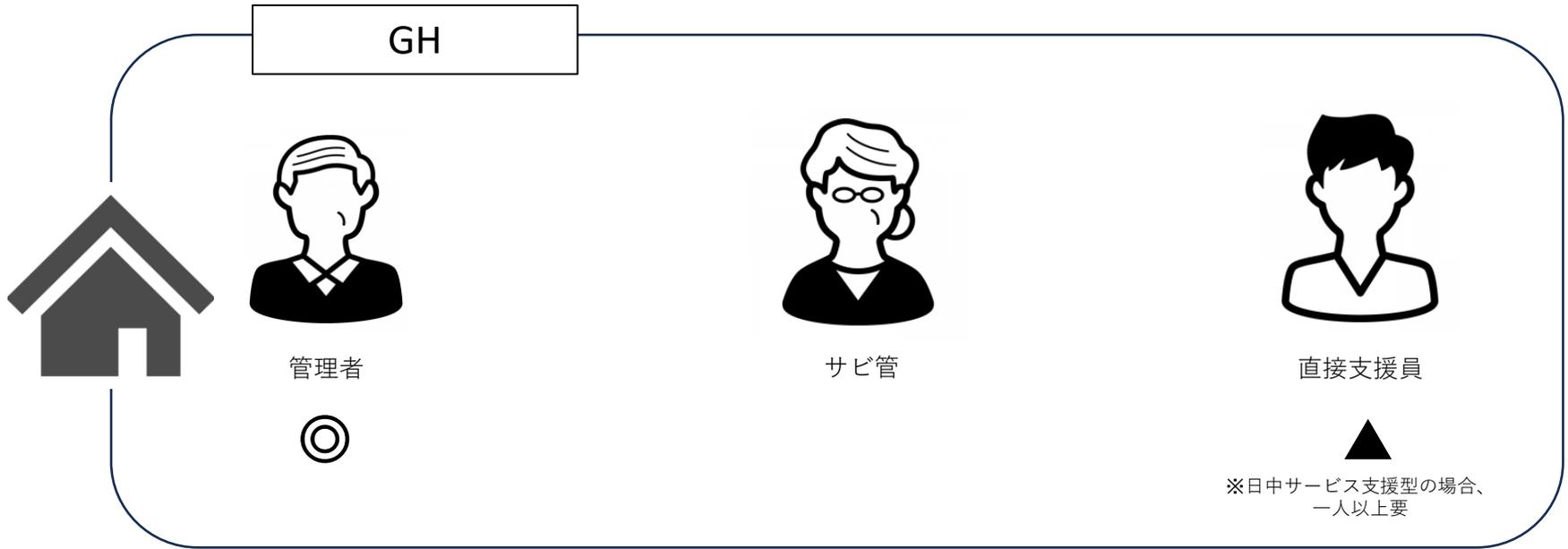
利用者60人（GHは2人分換算）の
範囲内で兼務○



2人目の場合兼務○



【前提】 人員基準上の常勤性の要否



【前提】 人員基準上の常勤性の要否

訪問系



管理者



サ責



直接支援員

相談系



管理者



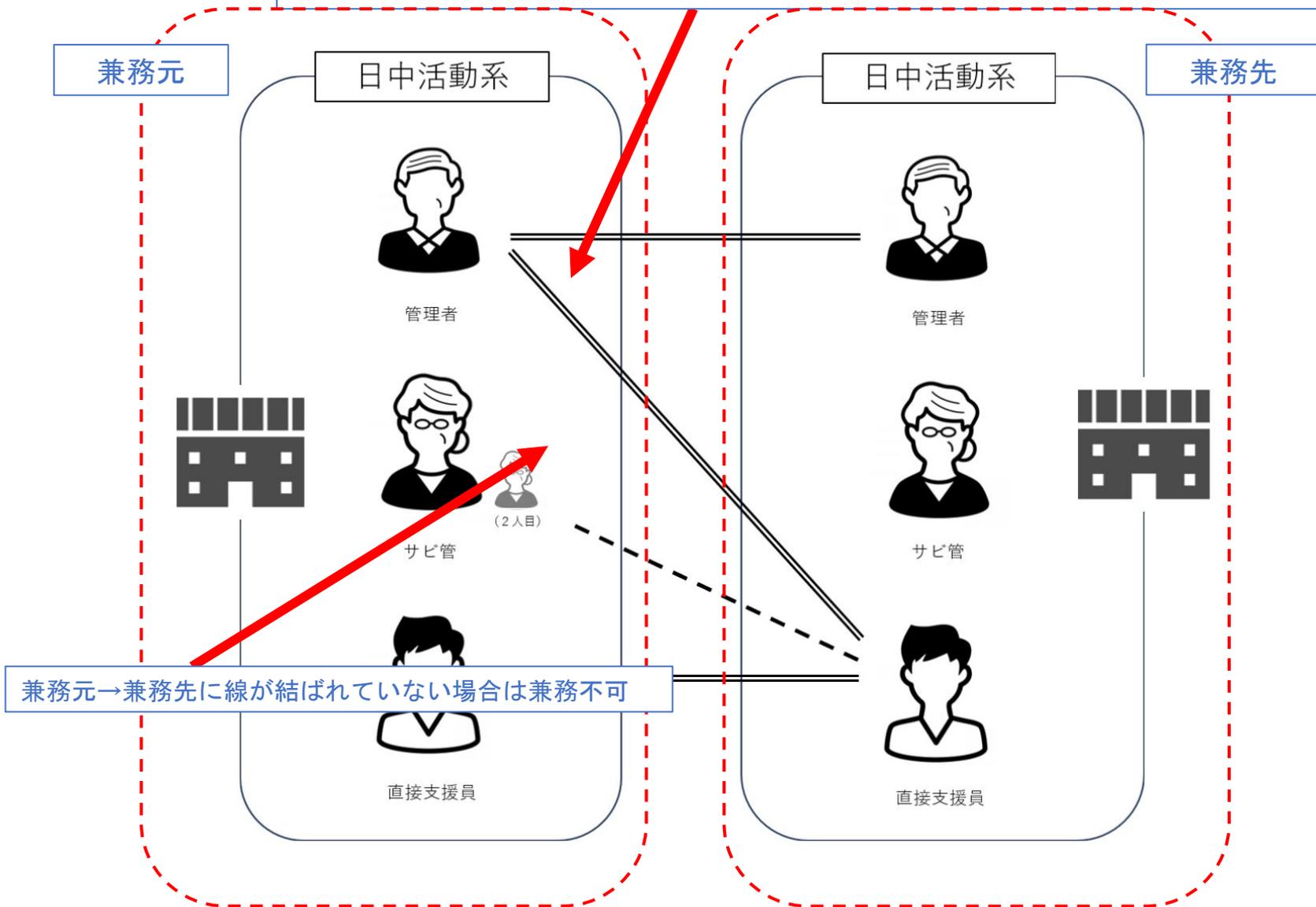
相談支援専門員



直接支援員

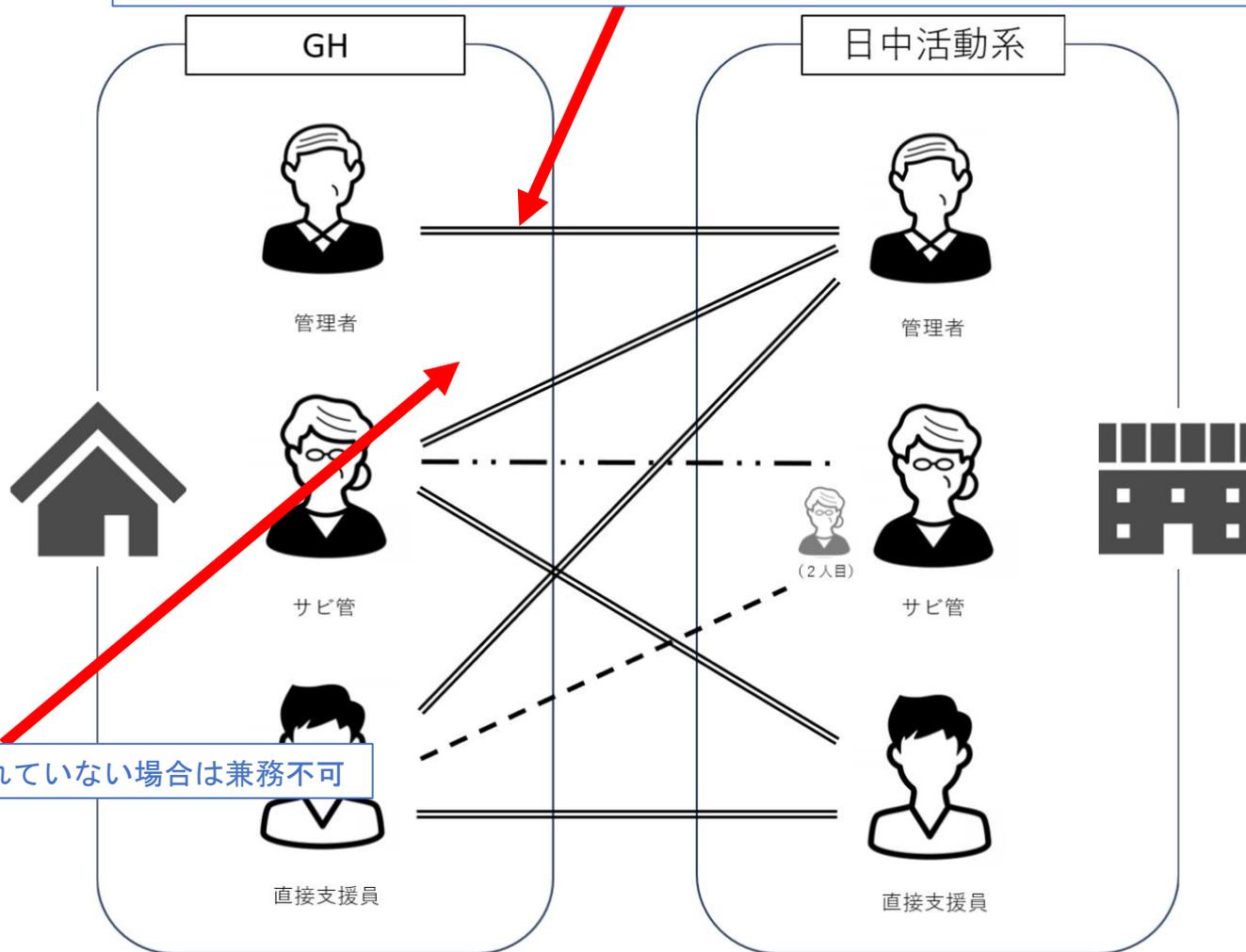
兼務可否判定図の見方（同一サービス種別の場合）

左右でサービス種別が同じであるため、重複する兼務関係については図示していません。
(例) 管理者=直接支援員なので、直接支援員=管理者とはあえて記載していない。



兼務可否判定図の見方（異なるサービス種別の場合）

左右でサービス種別が異なるため、兼務関係をそれぞれ明記しています。
(例) GHの管理者と、日中活動系の管理者では、兼務できる職種が異なるため注意



(1) 同一事業所内での兼務可否

GH



管理者



サビ管



直接支援員

同一事業所内ではどの組み合わせで2者兼務してもOK!
※夜間支援従事者は、世話人・生活支援員と同列扱いかつ、人員配置に計上されない。
よって夜間支援従事者は、管理者及びサビ管と3者兼務する場合 以外の3者兼務はOK!

日中活動系



管理者



サビ管



(2人目)



直接支援員

同一事業所内ではサビ管・直接支援員の組み合わせ以外はどの組み合わせで2者兼務してもOK!
※2人目サビ管なら直接支援員と兼務してもOK!

(1) 同一事業所内での兼務可否

多機能型事業所



管理者 1



サビ管 1



直接支援員 1



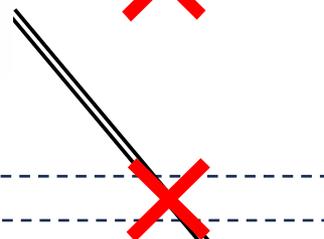
管理者 2



サビ管 2



直接支援員 2



- ・ 同一事業所内ではサビ管・直接支援員の組み合わせ以外はどの組み合わせで2者兼務してもOK!
- ・ 管理者1及び2 + サビ管1及び2は、2者兼務でOK!
- ・ 管理者1及び2 + 直接支援員1及び2は、3者兼務でNG!

(1) 同一事業所内での兼務可否

訪問系



管理者



サ責



直接支援員

同一事業所内ではどの組み合わせで2者兼務してもOK!

※常勤の直接支援員の中からサービス提供責任者が選ばれるので、この2者兼務も可。

相談系



管理者



相談支援専門員

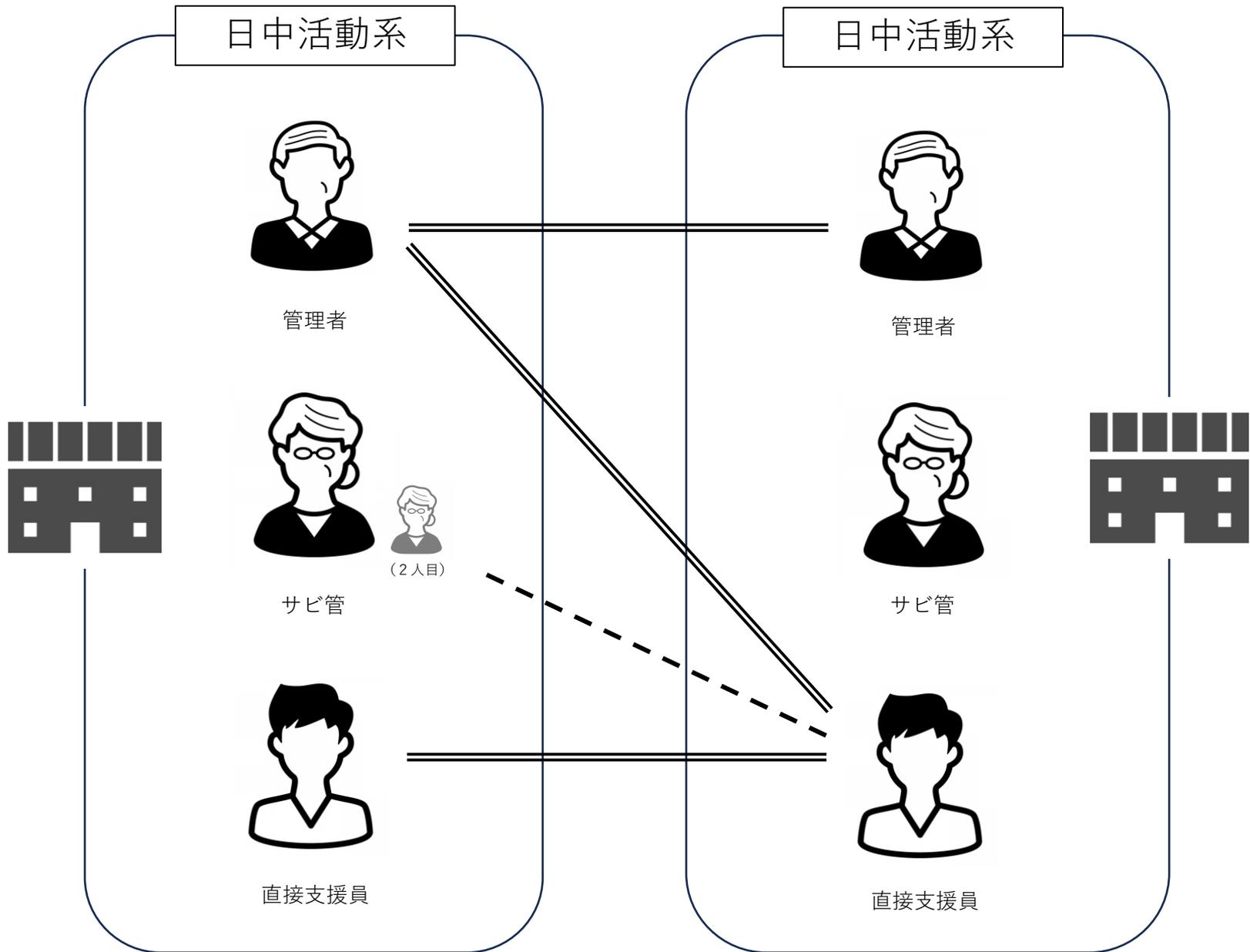


直接支援員

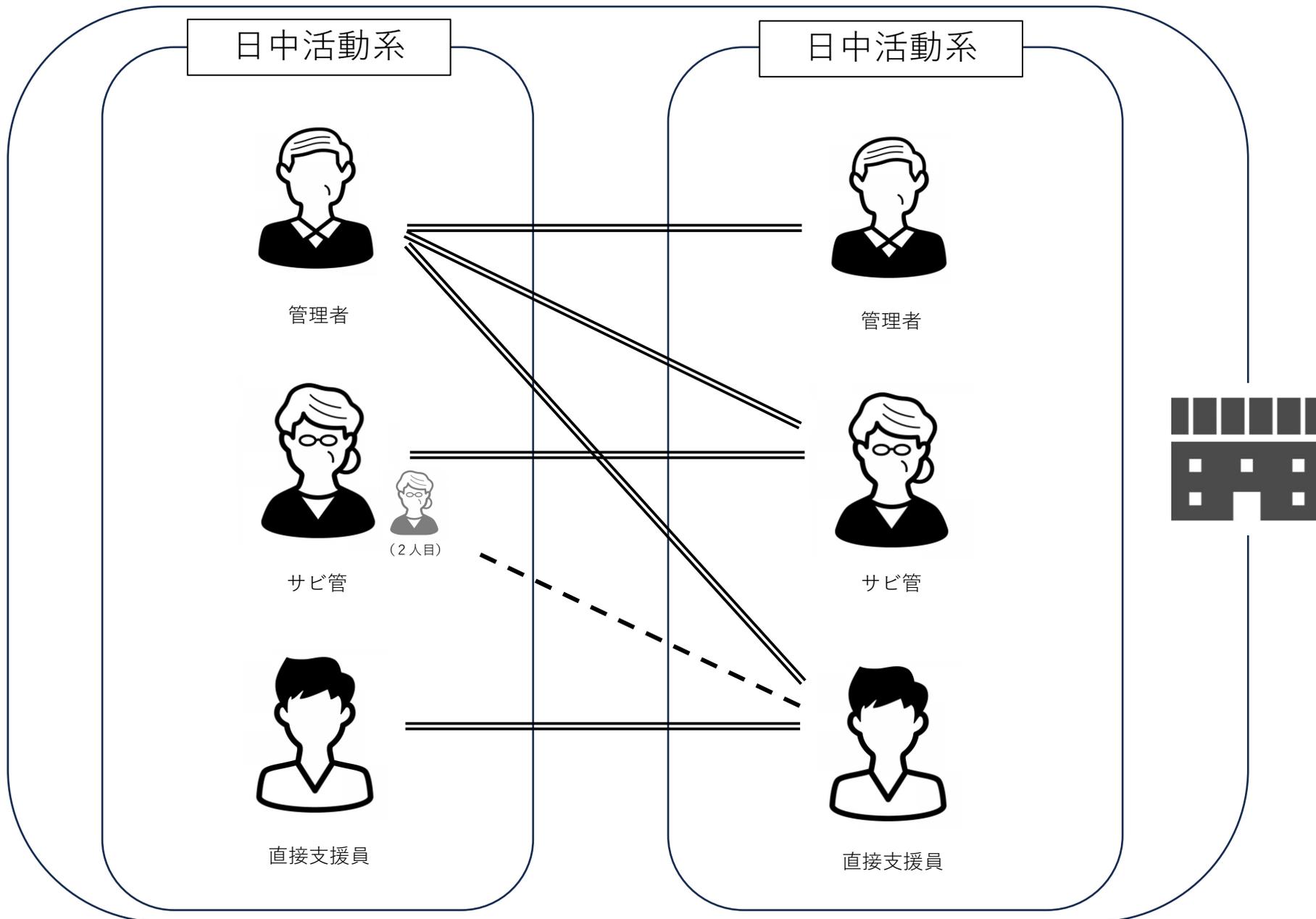
同一事業所内ではどの組み合わせで2者兼務してもOK!

※直接支援員のうち1人は相談支援専門員であるため、この2者兼務も可。

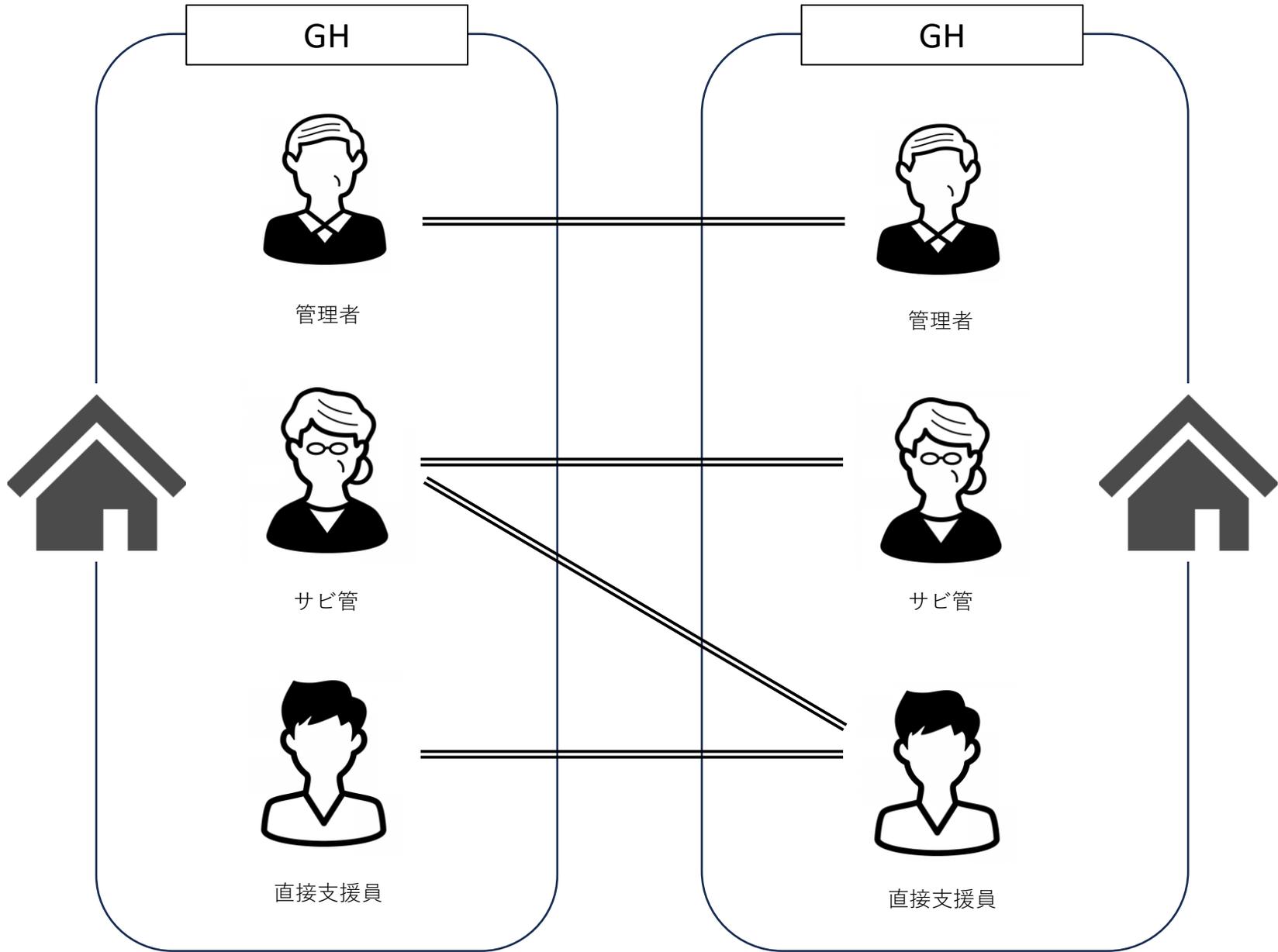
(2) 日中活動系間での兼務可否



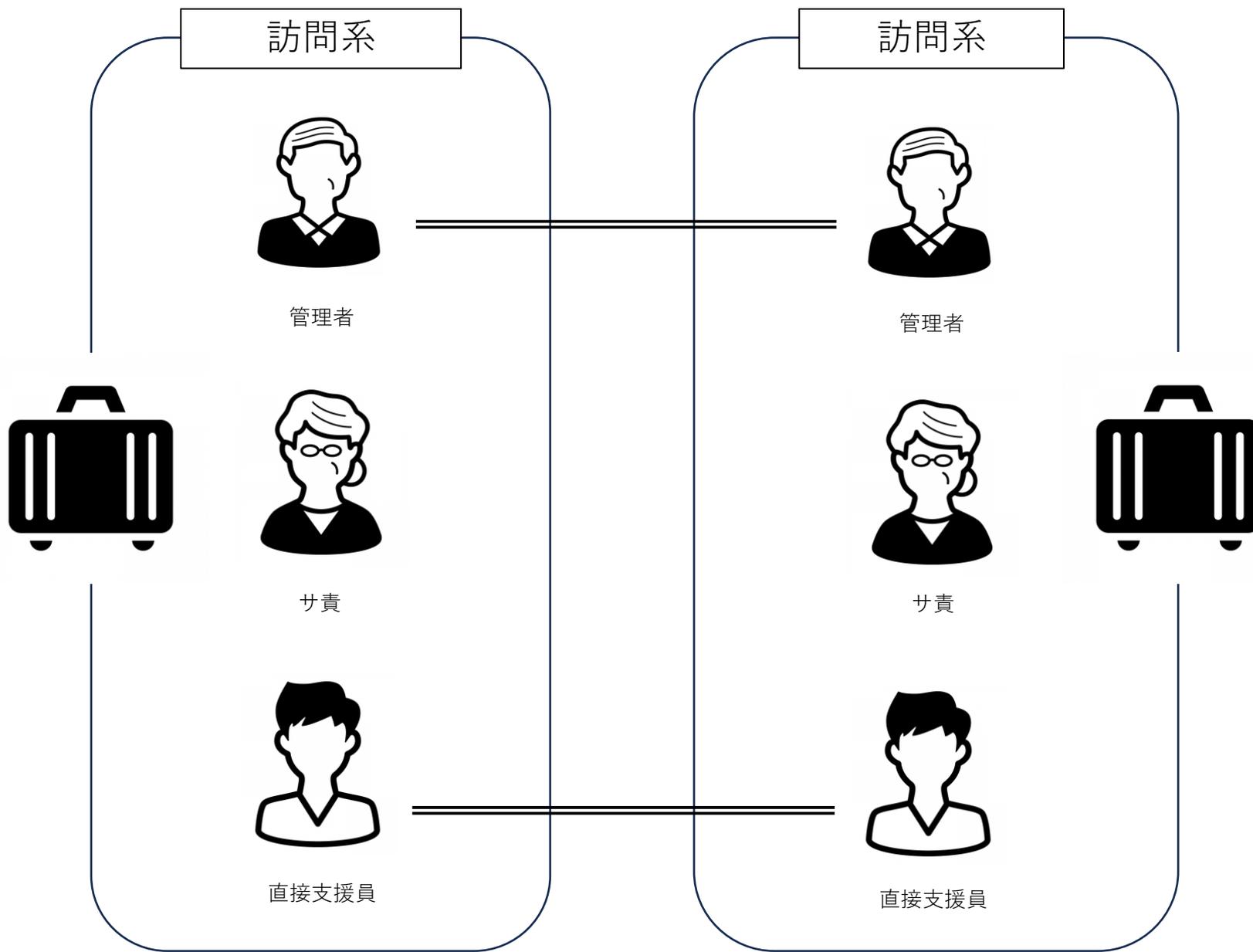
(3) 多機能型事業所内での兼務可否



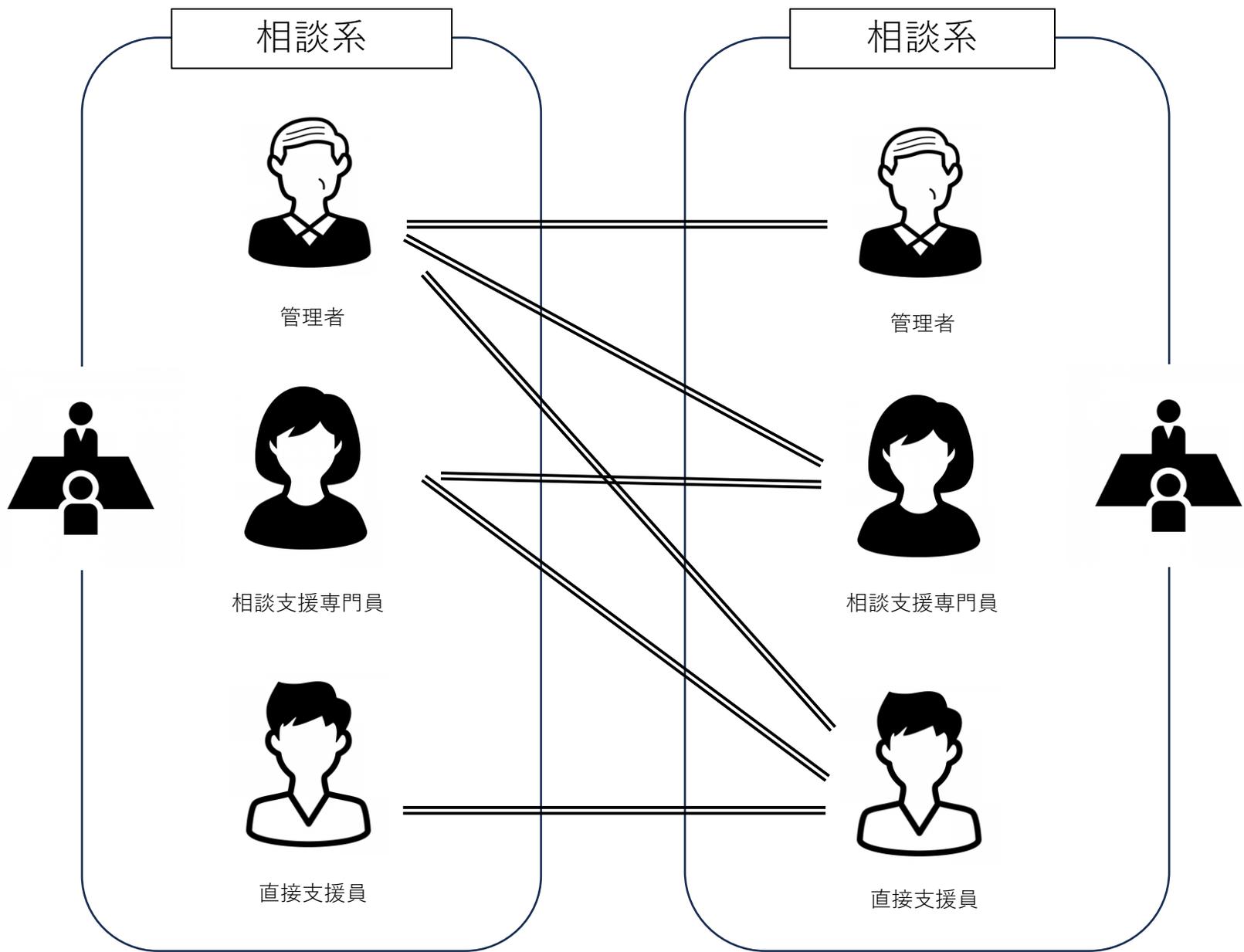
(4) GH間での兼務可否



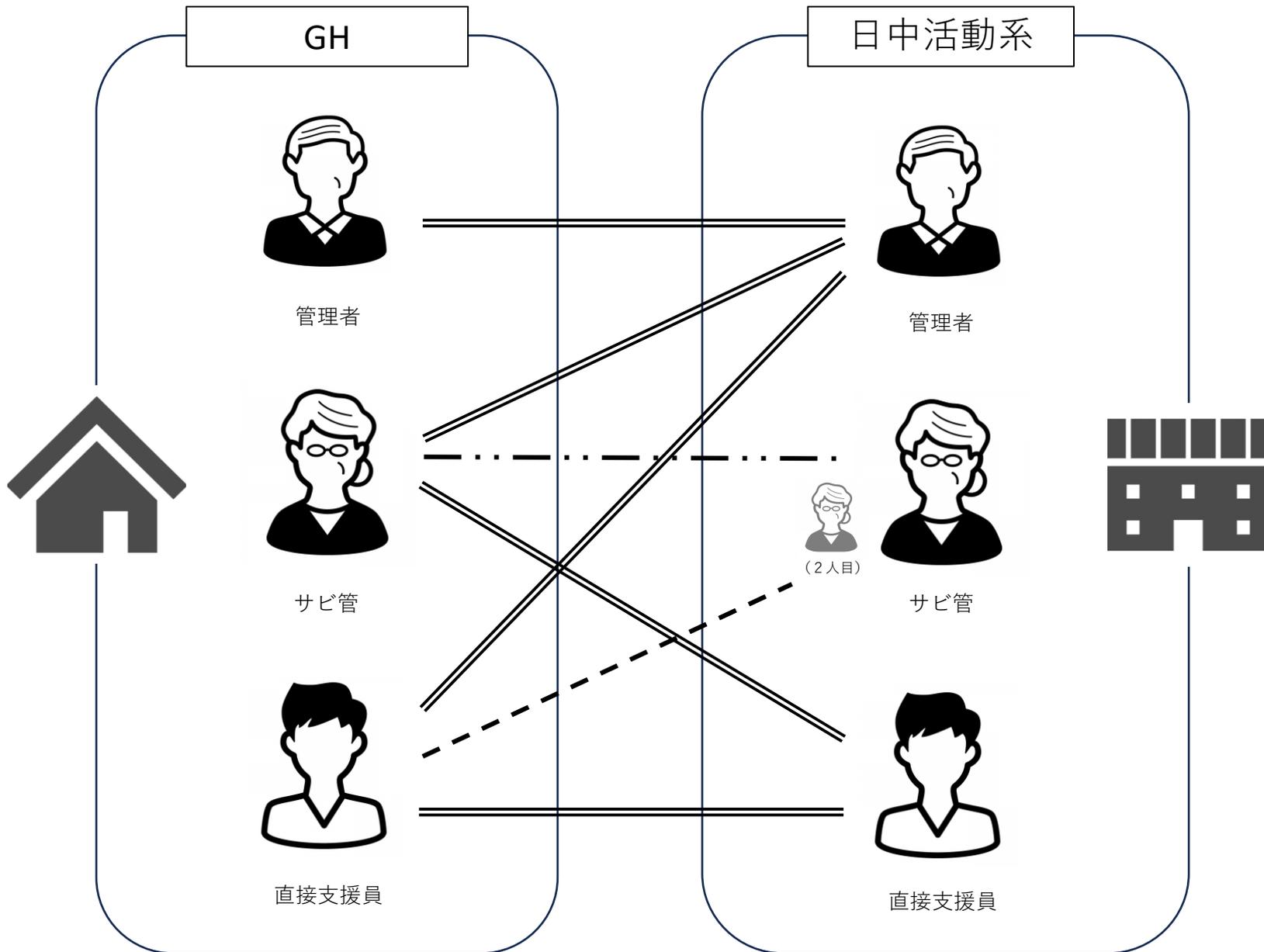
(5) 訪問系間での兼務可否



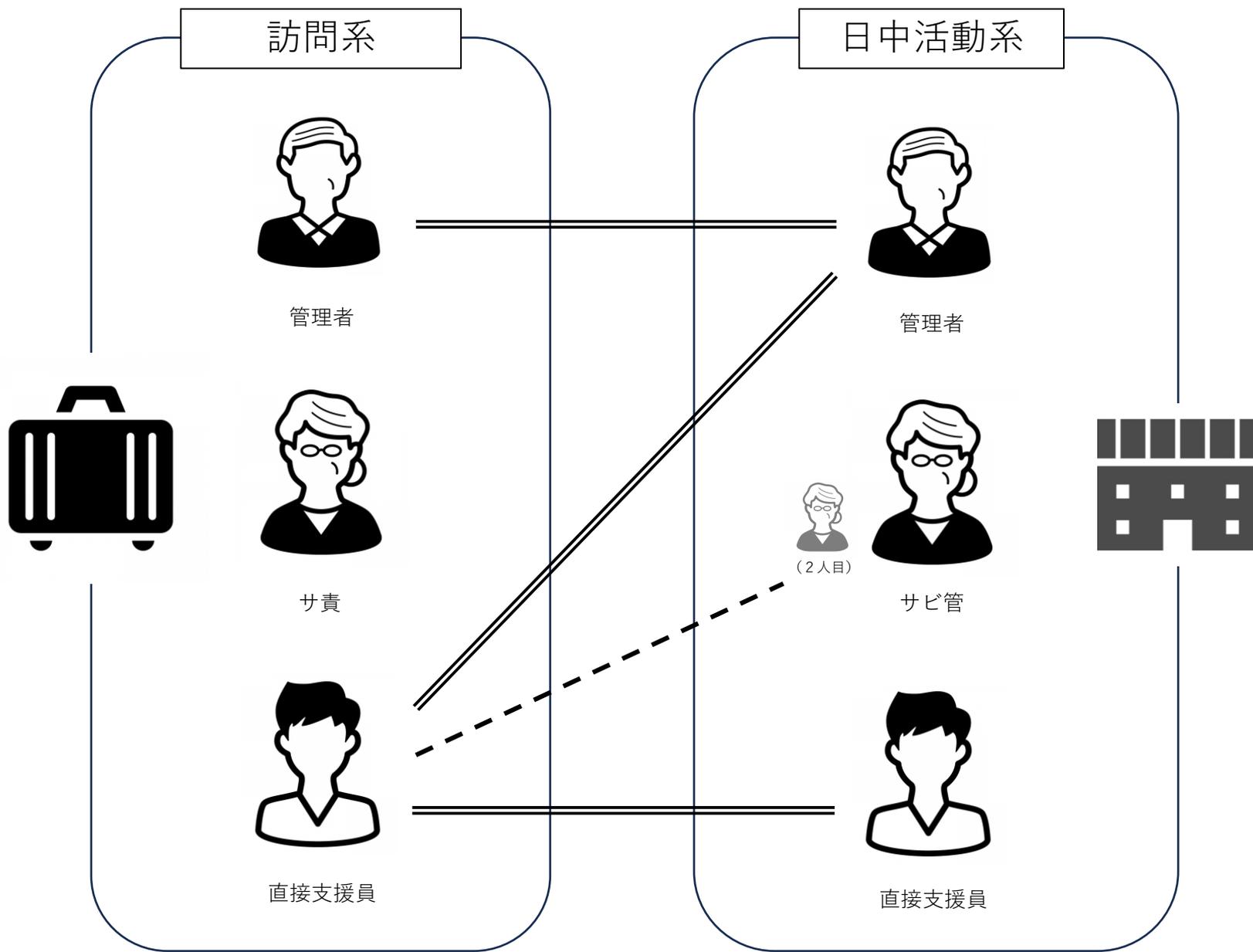
(6) 相談系間での兼務可否



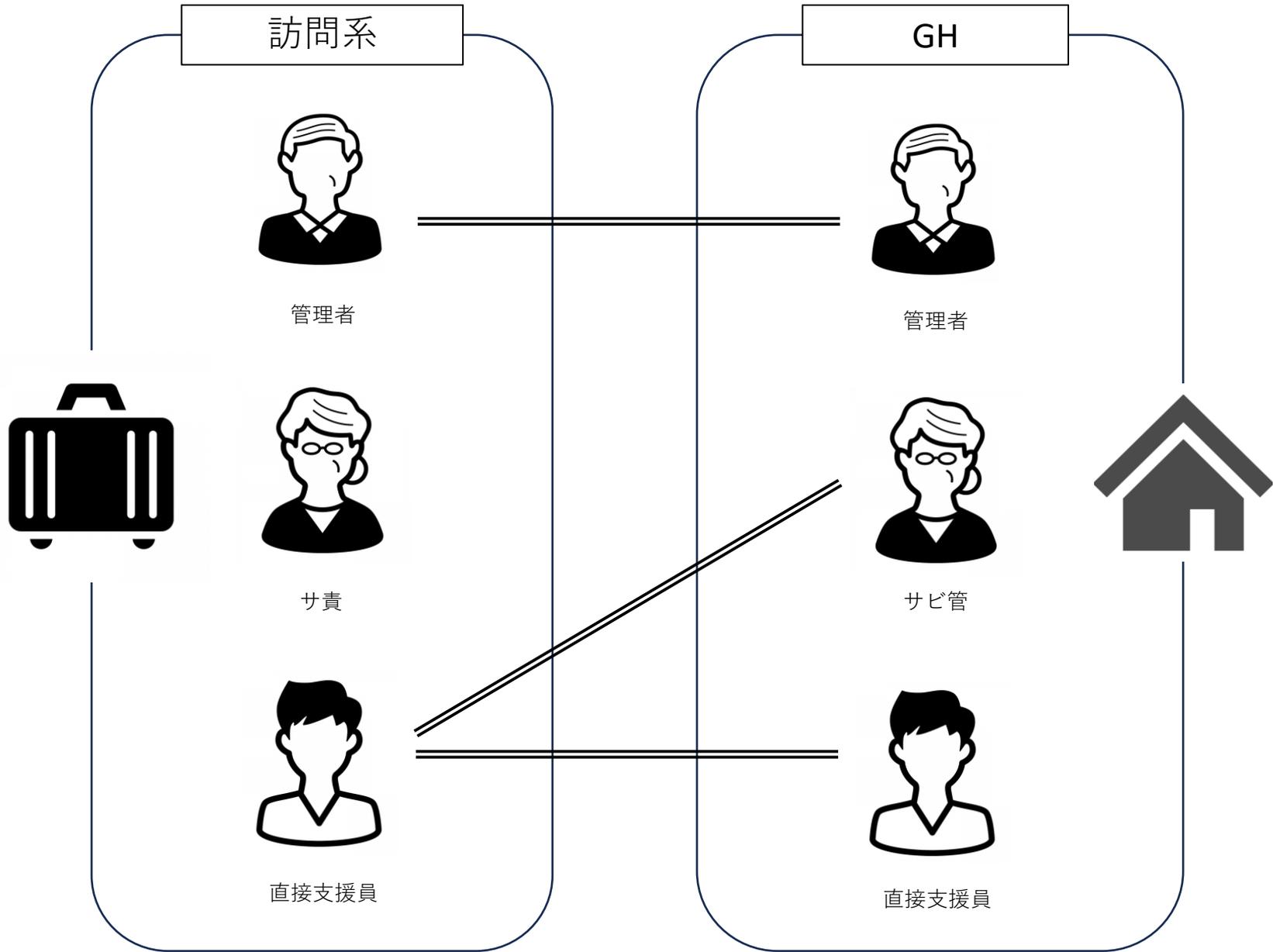
(7) GHと日中活動系での兼務可否



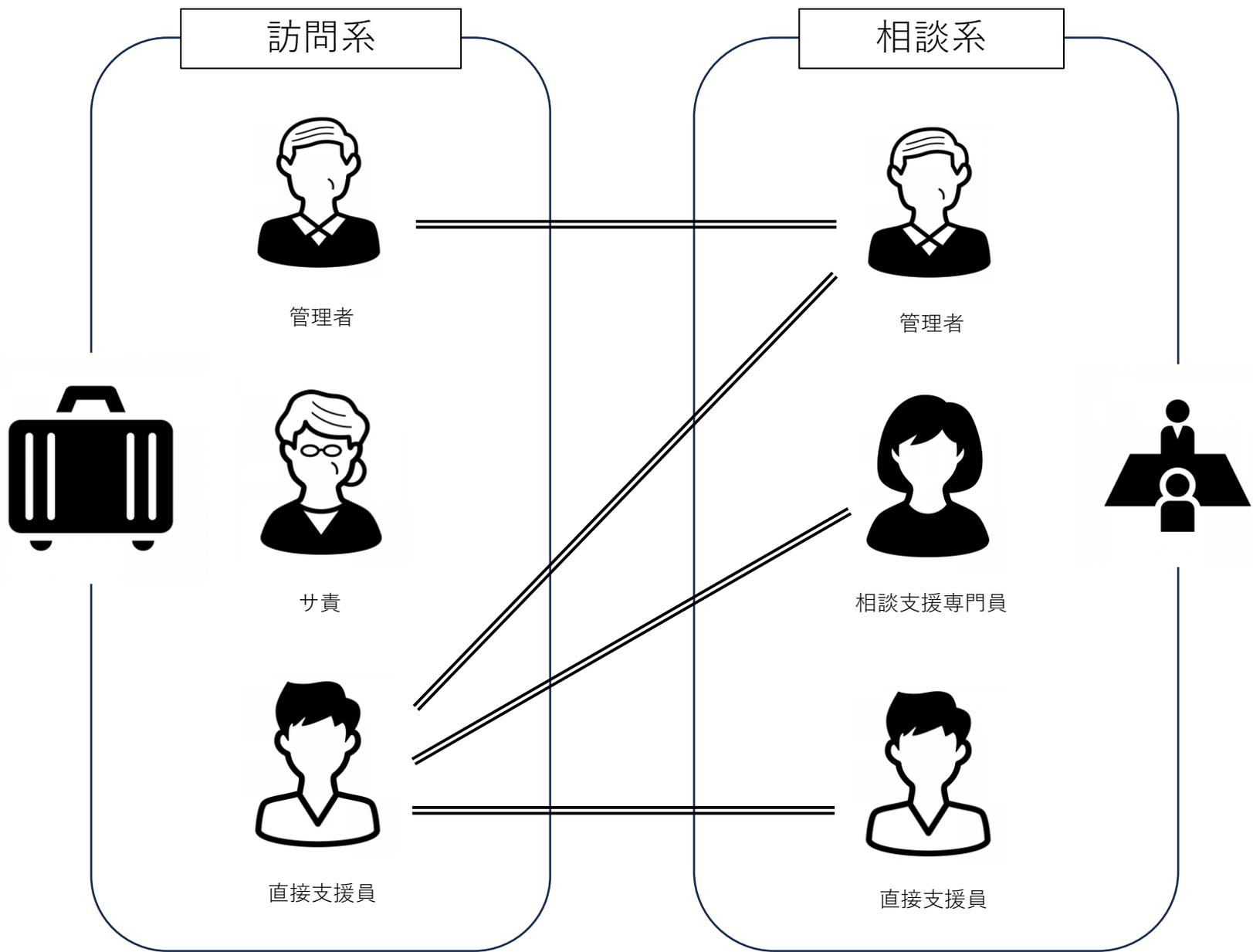
(8) 訪問系と日中活動系での兼務可否



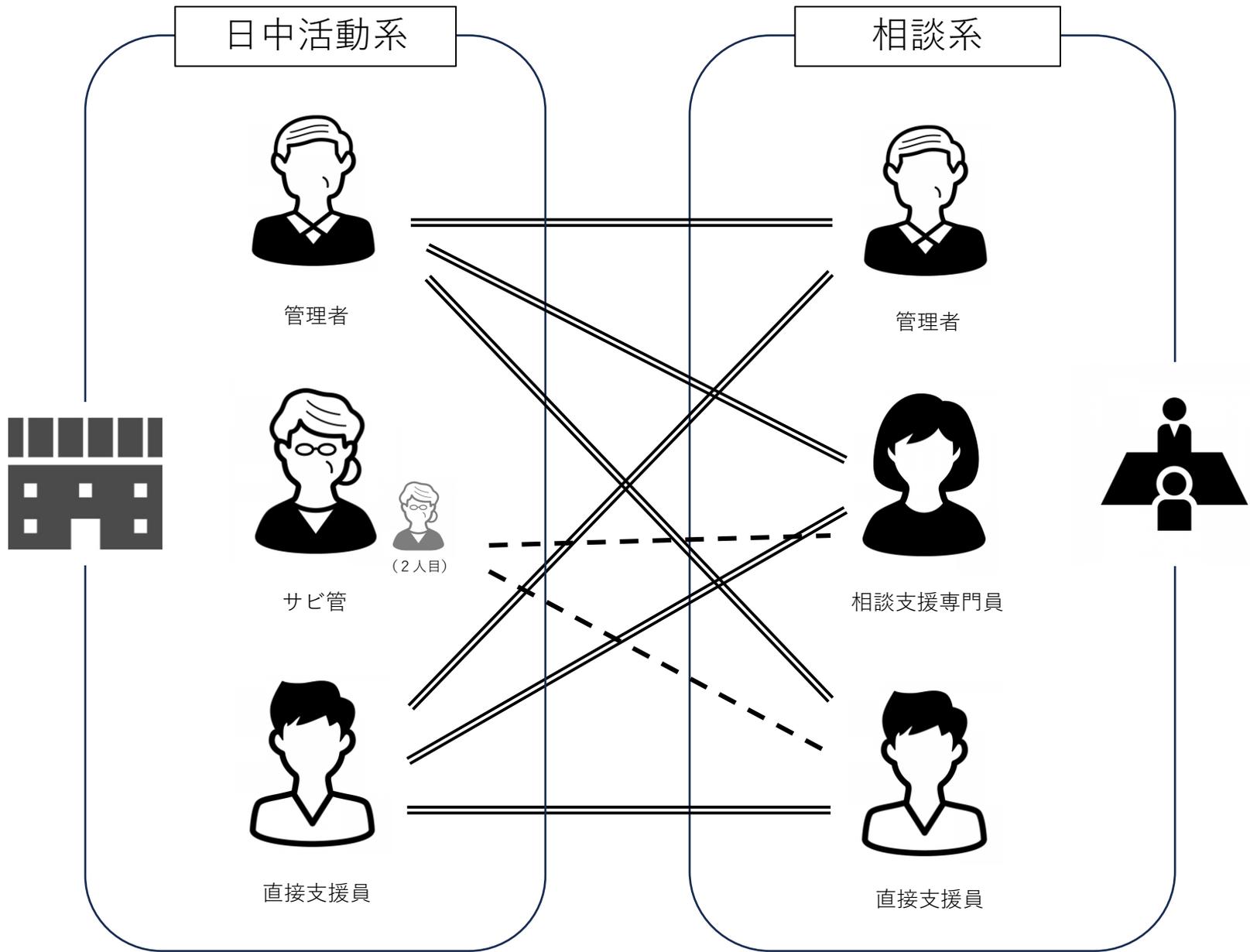
(9) 訪問系とGHの兼務可否



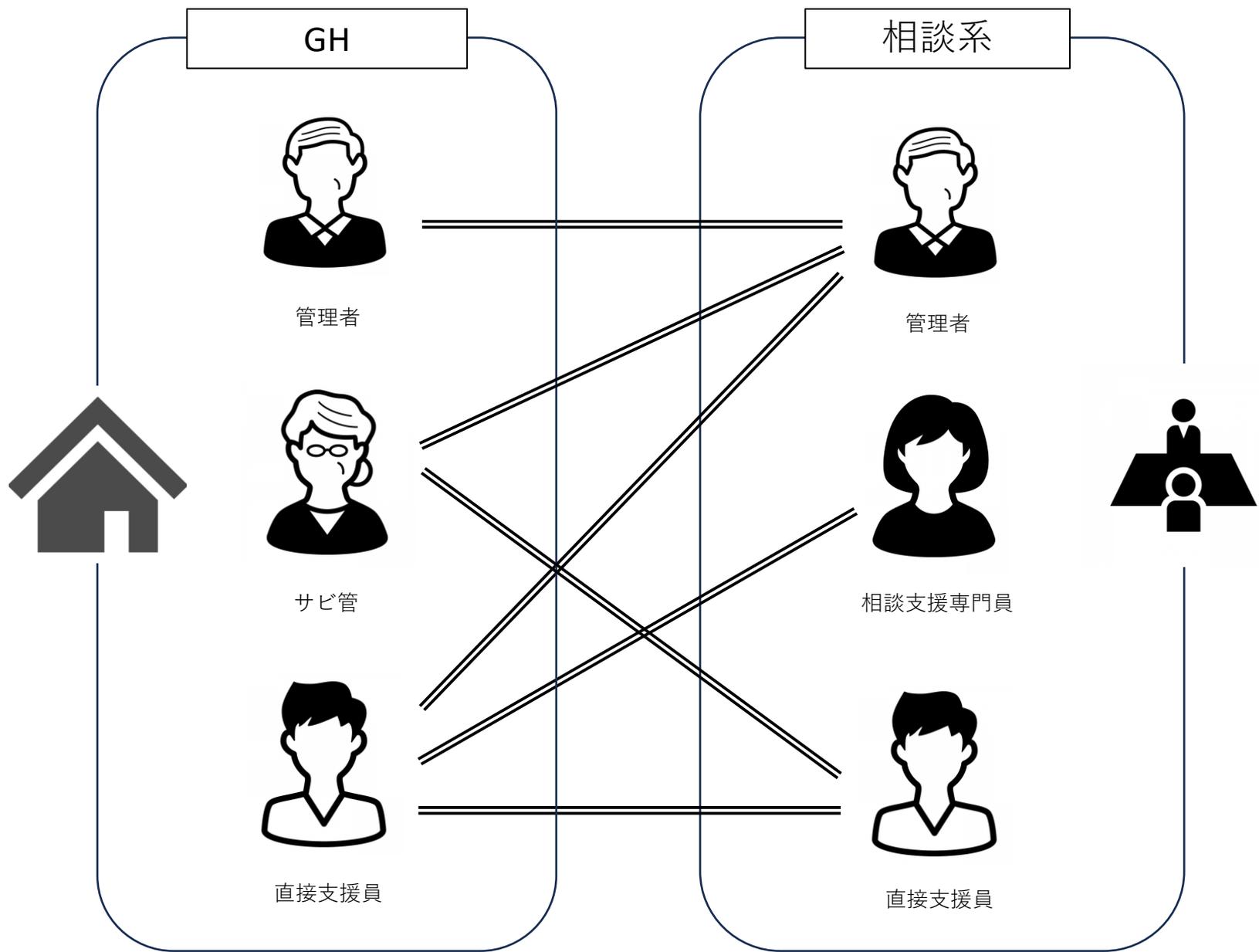
(10) 訪問系と相談系での兼務可否



(11) 日中活動系と相談系での兼務可否



(12) GHと相談系での兼務可否



(補足) その他の兼務に係る内容

○自立生活援助に係る兼務可否について

【兼務が可のもの】

- ・ 自立生活援助のサビ管と、併設する事業所の管理者又はサビ管の兼務
 - ・ 自立生活援助のサビ管と、併設する相談支援事業所の直接支援員の兼務
- ※一体的に運営する場合は、相談支援専門員を自立生活援助のサビ管とみなす。

【兼務が不可のもの】

- ・ 自立生活援助の常勤サビ管と、地域生活支援員の兼務

【同一のとみなすもの】

- ・ 自立生活援助のサビ管と、一体的に運営する相談支援事業所の相談支援専門員

(補足) その他の兼務に係る内容

○相談支援専門員に係る兼務可否について

- ① 相談支援専門員が兼務する場合は、相談支援専門員の勤務時間として相談支援事業所のサービス提供時間の半数以上を確保し、兼務先の勤務時間として就業規則等で定める勤務時間から相談支援専門員の勤務時間を差し引いた時間を確保すること
- ② 兼務により相談支援事業所のサービス提供時間において相談支援専門員が不在となる時間帯は、管理者が配置されていること
- ③ 相談支援専門員が、担当する障害者等が利用するサービス提供事業所の職員と兼務する場合は、当該相談支援専門員がモニタリング等を行うことは望ましくない

※その他詳細は愛知県集団資料参照のこと。